

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月30日

鳥取県知事 殿

提出者

住 所 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕2000番地1

氏 名 (株)井木組

代表取締役 井木敏晴

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0858-55-0811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)井木組
事業場の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕2000番地1
計画期間	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	平成25年度元請け完成工事高 5,122,428千円
③従業員数	125人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	作業所(分別)→処理委託→再生処理（主にコンクリート・アスファルト） ↘ 再生不能→最終処分(埋立て)

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙②③のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	排 出 量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	排 出 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙③のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 別紙②③のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 別紙②③のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙②③のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **別紙②③のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			

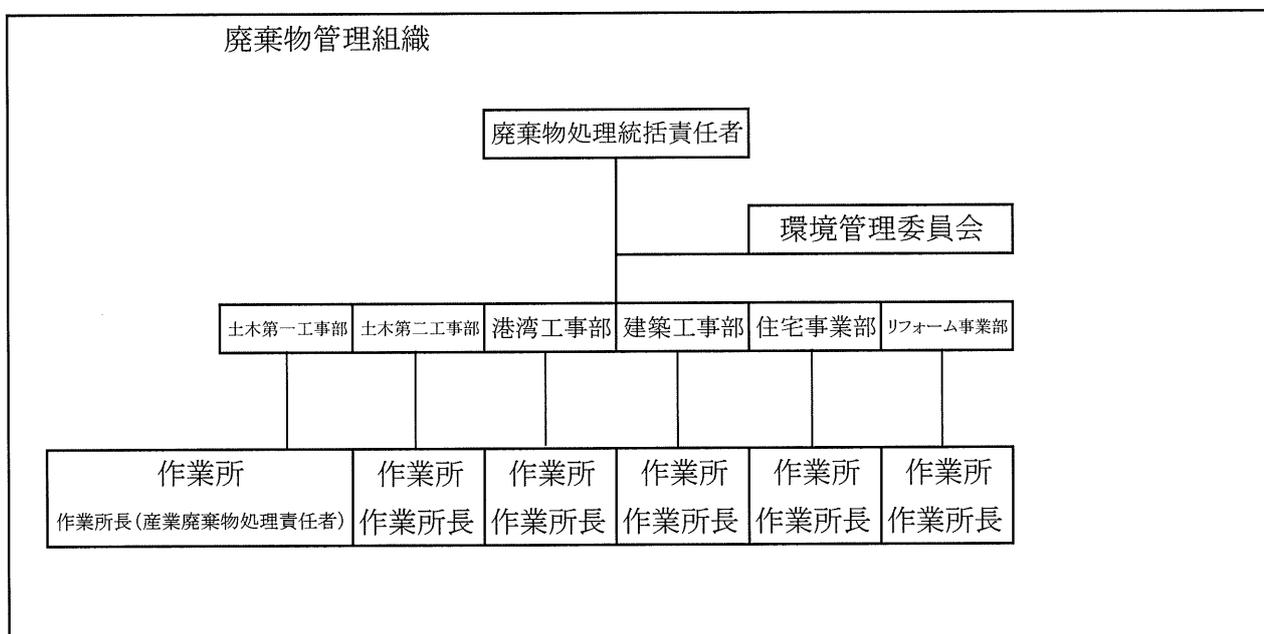
②計画	【目標】	別紙②③のとおり	
	産業廃棄物の種類	-	-
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(1) 責任者及び管理組織図

廃棄物処理統括責任者		所属 株式会社 井木組 常務執行役員 前田秀樹
廃棄物管理担当		組織名 環境管理部会 組織人数:9人
役	環境管理委員会	*廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 常務執行役員(前田秀樹) ・委員 建築部(川口俊光、岩間勝仁、鐵倉正人) 土木部(山根 一、佃富美夫) ・事務局 工務管理部(上原洋一、田中保史、松本貢平)
	廃棄物処理統括責任者	*廃棄物処理方針の策定 *本社の廃棄物管理規定の策定・改廃 *廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
割	廃棄物管理担当部長	*廃棄物処理計画の作成 *廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 *処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 *委託契約の締結 *産業廃棄物管理表の交付・管理 *管理者等の配置 *監督官庁への各種報告 *社員、関連企業に対する教育・啓発 *各作業所に対する情報提供、支援及び指導 *その他関係する事項



別紙③

1.産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(現状)

- ・材料端材をプレカットして発生を抑制した。
- ・材料梱包を簡素化した。
- ・型枠ゴミが出ない工夫をした。

(計画)

- ・材料端材の発生を抑制する。(プレカット工法)
- ・材料梱包を簡素化する。
- ・型枠ゴミが出ない工夫をする。

2.産業廃棄物の分別に関する事項

(現状)

- ・再生利用促進の為作業所での分別を推進した。

(計画)

- ・再生利用促進の為作業所に分別箱を設置する。

3.自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

(現状)

- ・なし

(計画)

- ・なし

4.自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(現状)

- ・なし

(計画)

- ・なし

5.自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(現状)

- ・なし

(計画)

- ・なし

6.産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(現状)

- ・可能な限り、再生利用業者へ委託した。

(計画)

- ・可能な限り、再生利用業者へ委託する。
-

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。